

# 南アルプス市浄化槽設置整備事業補助金交付制度の手引き

令和6年度

南アルプス市 市民部 環境課

## 1, 当該補助金の趣旨

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2, 申請の要件

次の要件に全て該当すること

(1) 南アルプス市内に住所を有する者（住宅の建築によって市内に住所を有することが確実と認められる者を含む）

(2) 公共下水道計画区域外及び農業集落排水処理区域外の地域に合併浄化槽を設置する者（浄化槽設置位置がこれに該当すれば良く、母屋等の位置は区域内でも構わない）

(3) 専用住宅（住居を目的とした住宅または、延べ床面積2分の1以上を住居の用に供する併合住宅）を新築又は増築する際、汚水処理未普及解消（注1）につながる合併浄化槽設置をする者、若しくは専用住宅に既存するくみ取り槽や単独処理浄化槽を合併浄化槽へ変換する者

(4) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出（浄化槽設置届出書）の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認（建築確認）を受けて、浄化槽を設置する者

(5) 販売及び賃貸の目的としない浄化槽付き専用住宅等を建築する者

※販売の目的とされる例

- ・ 建売分譲住宅
- ・ 開発等において建売分譲住宅の申請をした土地住宅を建築する場合
- ・ 開発等において建売分譲住宅の申請をした土地に住宅を建築する場合

(6) 専用住宅又は土地の借受人である場合は、浄化槽設置に関して貸付人の承諾が得られた者

(7) 申請年度の前年度において申請者及び同一世帯人に市税等の未納がない者

(8) 市長が補助金交付の可否を決定する前に浄化槽設置工事に着手していない者

※いわゆる事前着工は認めない

(9) 浄化槽完成日から1年以内に母屋と接続の上使用を開始する者

(10) 完成後、法定検査、点検、清掃を浄化槽法で定められた回数を実施する者

(注1) 汚水処理未普及解消とは、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併浄化槽への変換により汚水排水水質の改善が図られる場合や、居住人数が増えるなどの理由から浄化槽人槽が増え、以前よりも排水水質改善が図られる場合又は、市外、アパート、団地などからの新築転居又は分家転居などから、新たな世帯の合併浄化槽設置による汚水処理普及が図られることなどをいう

※下水道設置を取りやめて浄化槽に設置する場合や、同規模の浄化槽の更新入れ替え等は汚水処理未普及解消とは認められない

### 3, 補助対象となる浄化槽

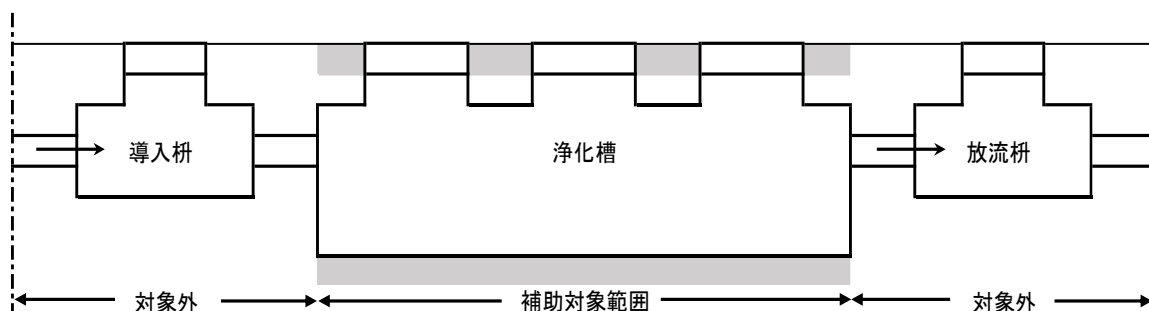
浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合する浄化槽であり、申請日の10日以上前までに設置届が提出され、設置承認された浄化槽であること。

#### (注) 浄化槽人槽の確認について

- ・令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境衛生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」により、浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことを十分に設置者は理解し、浄化槽人槽を算出したうえ申請すること。
- ・特に単独処理浄化槽からの入れ替えについては、実情を考慮し、人槽判定が過大と思われる場合は、個別事案毎に、管轄である山梨県中北建設事務所建築課等に相談するなど十分な調査、検討をおこなったうえ、申請すること。

### 4, 補助対象となる浄化槽設置範囲

- ・浄化槽本体 ※流入（導入）枡、放流枡及び配管は補助対象外



### 5, 浄化槽設置に係る補助対象経費

浄化槽本体の額とその工事費とする（ブローアーは含む）。

(臭突工事・積雪対策工事・導入枡工事・放流枡工事・配管工事は、補助対象外)  
ただし、単独浄化槽を合併処理浄化槽に設置換えする場合は、別表第2に定める額を限度とし、加算する。

## 6, 補助金の額

前項の「5」において算出される浄化槽の設置に要する費用の3分の1の額又は、別表第1において定める補助限度額のどちらか低い額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第1

浄化槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽～50人槽	548,000円

別表第2

単独処理浄化槽の撤去に要する費用	<u>120,000円</u>
単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用	<u>90,000円</u>
単独処理浄化槽からの転換による合併浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	300,000円
くみ取り槽の撤去に要する費用	<u>90,000円</u>
くみ取り槽からの転換による合併浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	<u>300,000円</u>

※太字は令和6年4月1日から施行

## 7, 申請について

### (1) 提出書類

- ① 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 書類審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認に伴う確認済票の写し
- ③ 設置場所の案内図及び位置図（配管図を含む）
- ④ 浄化槽の認定書の写し及び工場生産浄化槽認定シートの写し（申請時において有効期限内のものに限る）
- ⑤ 専用住宅又は土地を借りている者は、貸付者の承諾書  
(別紙参照・ただし様式は問わない)
- ⑥ 浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し（様式は自由）
- ⑦ 浄化槽管理票（C票）及び浄化槽登録証の写し ※10人槽以下
- ⑧ 保障登録証（市町村用） ※10人槽以下

- ⑨ 浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し  
(昭和 62 年以前の資格取得者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の終了証書の写しを含む)
- ⑩ 申請者及び同一世帯人全員の次の証明
  - ・南アルプス市に前年度納付がある場合は申請書 9「同意する」に○をする
  - ・前年度南アルプス市以外に納付している場合は、前年度の納税証明書  
※前年度在住していた市町村から証明書を取得し、提出すること。
- ⑪ 代理者が申請等を行う場合には委任状（別紙）  
※業者の場合は、会社名及び担当者の氏名、連絡先を記入すること。
- ⑫ 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
  - A 農地転用により新築する場合 農地転用許可書（写し）
  - B 宅地を分筆して新築する場合 分筆前と後の公図
  - C 公共下水道計画区域境界線が近い場合 境界線を公図等に明記
  - D その他市長が必要と認める書類

(2)書類提出にあたっての諸注意

- ① 「③」の配管図には、次を示すこと。
    - A 流入枡・浄化槽・放流枡の位置
    - B 放流先（浸透枡、水路、側溝など）
      - ・浸透枡・・・隣地境界線、建物、道路との距離を明記
      - ・水路や側溝 位置などを明記（放流位置含む）
    - C 隣地境界線の位置
  - ② 「①」の申請書の「浄化槽名及び形式」欄には、「3、補助対象となる浄化槽」に指定されている浄化槽名及び形式・認定番号を記入すること。
  - ③ 「⑥」の見積書について
    - A 「浄化槽本体価格」「浄化槽本体設置に係る工事費（基礎工事・据付工事・埋設工事・ブロワ設置工事等）」と「導入枡・放流枡設置工事費及び配管工事費」等の補助対象外経費を明確に分けて記載すること。
    - B 使用材料名・規格・数量・単価を記載すること。
  - ④ 申請書は「浄化槽設置届出書」提出後、10日以上後に提出すること。
  - ⑤ 申請書は「建築確認申請」を提出した場合、確認済証が発行された後に提出すること。
- ⑫—B 分筆後の公図に建物、浄化槽の位置を明記すること。

## 8, 事業の変更・中止・廃止承認申請について

補助金交付決定通知を受けた後に、補助事業を変更しようとする場合又は、補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、「浄化槽設置整備事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書」（様式第4号）を提出し、その承認を得なければならない。

## 9, 浄化槽設置整備事業補助金実績報告書について

### (1) 提出書類

- ① 浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ③ 浄化槽法定検査受検申込書
- ④ 設置状況の写真
- ⑤ 領収書の写し（浄化槽本体の額及びその工事費分）
- ⑥ 浄化槽設置検査確認表
- ⑦ 浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査の受検料の納入を確認できる書類
- ⑧ その他市長が必要と認める書類
  - A 母屋が建設中であり、浄化槽のみが完成している場合は、別紙「念書」
  - B 宅内配管工事に要した費用の補助を受ける際は、着工前と完成後の配管を色分けした配管図及び着工前、完成後の写真位置図
  - C その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出期限

補助対象事業完了後30日以内又は市長が定める日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

### (3) 施工写真について

浄化槽の設置工事、単独処理浄化槽の撤去工事、宅内配管工事（補助対象全箇所）について、それぞれの着工前及び完成時の撮影日を含んだ写真撮影は必須であることから、市に提出する実績報告書に添付する写真撮影については、この参考例に従って、写真撮影を実施すること。撮影は黒板を入れ撮影し、黒板には、撮影日・施工場所・工事名・施工内容・施工業者名を記入すること。

また、スケールを使用した場合は、黒板にスケールの数値を記入し撮影をし、写真帳の該当写真隣にも黒板と同じ内容を記入すること。

なお、写真データの破損、紛失等においては、その発生時に速やかに報告、相談すること。

## 施工写真(例)

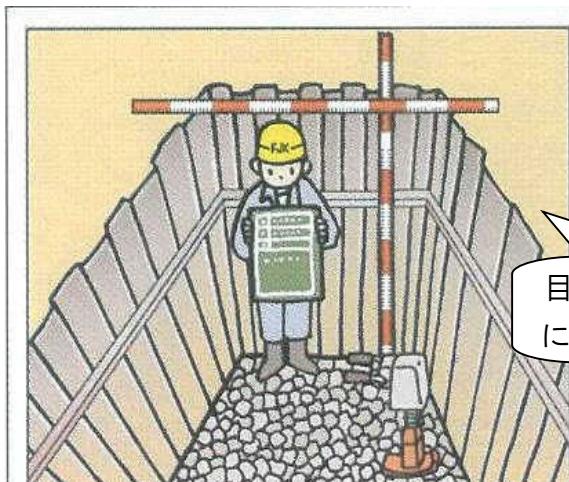
### 【写真①】浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真及び着工前現場写真



- ① 浄化槽の設置予定場所で撮影する。
- ② 浄化槽整備士が正面の向きで撮影する。
- ③ 標識看板を掲げて撮影する。
- ④ 周辺状況がわかるように撮影する事。

[標識看板 国土交通省「浄化槽に係わる登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・同第9号による。]

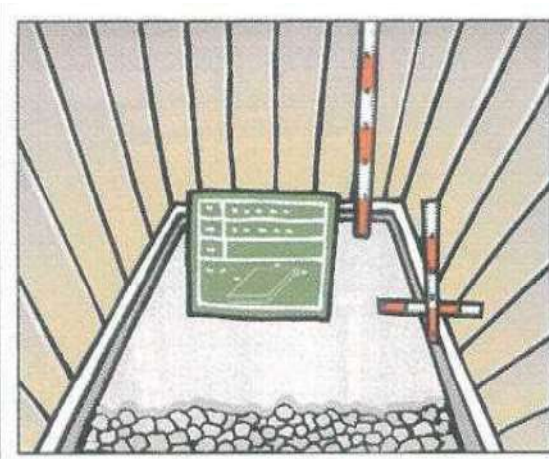
### 【写真②】基礎工事の状況を示す写真



#### 【写真2-1】栗石地業の写真

※掘削深度が分かるようにスケールをあてること。

目盛りが分かりやすいようにスケールを充てる



#### 【写真2-2】すてコンクリートを打った写真

すてコンクリートが無い場合は不要です



【写真2-3】基礎工事の配筋状況を示す写真

既製基礎盤等を使用する時は、  
設置前の基礎盤写真をつける



【写真2-4】基礎底板コンクリートの状況を示す  
写真

■注意事項■

本市は湧水で工事に支障を及ぼすおそれのある地域ではありませんが、掘削し湧水が出るなど工事に支障がある場合はご相談ください。

【写真③】浄化槽本体の写真



申請どおりのメーカー・形式・人槽・形式認定  
番号が分かるようにする。  
(黒板に記入するなど)

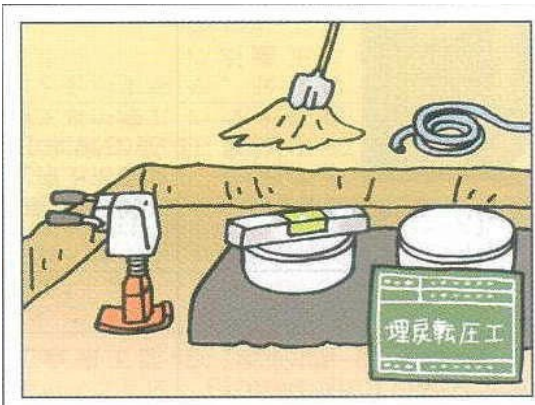


【写真④】 据付工事の状況を示す写真



【写真4-1】 水張りの状況を示す写真

埋め戻しの前に水張りを行っているか。

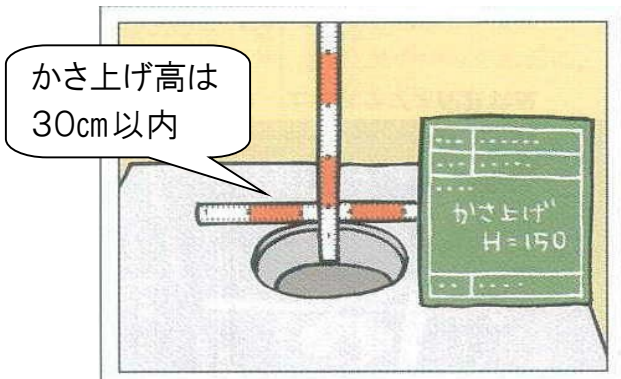


【写真4-2】 据付工事の状況を示す写真

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っている事が分かる写真を残す。

水準器、スケール、水張りや水締めに使ったホース、締め固め作業に使ったつき棒やランマー等、道具、材料を写す。

【写真⑤】 かさ上げの状況を示す写真



バルブ操作などの維持管理作業が容易に行えるか。  
本体についているマンホール枠からかさ上げたマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールを当て、保守点検時に確実に手が届くようにかさ上げ高さが30cm以内であることが確認できる状態を撮影する。  
30cmをこえる場合は、ピット構造などの処置を施し、それを撮影する。

【写真⑥】 上部スラブ工事を示す写真



【写真6-1】 上部スラブコンクリートの配筋状況を示す写真



【写真6-2】 上部スラブコンクリート状況を示す写真

周囲に盛土が無いこと  
周囲が整地され、雨水が  
集まらない状況となっていること

【写真⑦】 ブロア設置状況を示す写真



ブロアは雨水がかからない  
場所に設置、浄化槽から近  
い場所に設置

【写真⑧】 完成写真



完成の日付記入  
完成時は必須

※ 注意

車庫や進入路など荷重がかかる場所には、必要に応じて支柱を入れるなど、補強工事を行うこと(7人槽未満で支柱は4箇所、7人槽以上は6箇所を目安)。

## 10, 浄化槽設置後における遵守事項

- (1) 浄化槽法第7条の水質検査を、使用開始後3～5ヶ月の間に受けること。
- (2) 浄化槽法第11条の定期水質検査を毎年1回継続して受けること。
- (3) 清掃を年1回（浄化槽法第10条第1項）及び、保守点検を年3回以上（同法第8条並びに同法施行規則第6条第2項）受けること。
- (4) 浄化槽完成日から換算し、1年以内に浄化槽と母屋を接続し、使用を開始すること。
- (5) 浄化槽使用開始時までには、住民票を浄化槽設置住所地に異動すること。
- (6) 浄化槽使用開始時には、浄化槽使用開始報告書を南アルプス市環境課に提出すること。
- (7) 上記（5）及び（6）が、浄化槽設置後1ヵ月以上後になるときは、別紙「念書」を提出すること。

## 11, 施工上の注意

「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を遵守する。

【参考】各連絡先

●水質検査の法定検査機関●

(一社) 山梨県浄化槽協会

〒403-0054 甲府市西下条965

電話055-288-1132

●浄化槽清掃業許可業者●

業者	地区	電話番号
(有) 山峡商会	八田・芦安・白根・甲西	055-282-1803
(株) 櫛形環境	櫛形	055-282-0845
(株) クリーンライフ	八田	055-274-6288
若草衛生センター (株)	若草	055-287-6836

●浄化槽保守点検業者●

山梨県の許可を得た業者 (山梨県大気水質保全課の HP に一覧表があります)





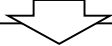
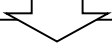
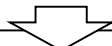
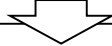

●市役所連絡先●

南アルプス市役所 環境課 環境保全・自然エネルギー担当

TEL 055-282-6097

FAX 055-282-6681

## 浄化槽設置整備事業補助金交付までの流れ

<p>事前協議</p> 	<p>南アルプス市公共下水道計画区域外及び農業集落排水処理区域外であるか、建売分譲でないかなどの確認を行います。</p>
<p>「浄化槽設置整備事業補助金交付申請書」の提出</p> 	<p>添付書類については手引き「7」参照</p>
<p>現地確認</p> 	<p>申請書類提出後、担当職員により現地確認を行います。その際に事前着工が発覚した場合、交付申請は却下します。</p>
<p>「浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書」の送付</p> 	<p>書類の不備や市税等の未納もなく、現地確認の結果不正行為もなければ、交付決定通知を送付します。却下の場合は不交付通知を送付します。</p>
<p>工事着工</p> 	<p>工事中は、手引き「9」の（3）を確認のうえ、施行及び記録写真等の不備に注意してください。</p>
<p>工事完成</p> 	
<p>「浄化槽設置整備事業補助金実績報告書」の提出</p> 	<p>工事完成から30日以内又は市長が定める日のどちらか早い期日に提出してください。また、添付書類については手引き「9」を参照してください。</p>
<p>完成確認</p>	<p>担当職員により、承認された設置届内容のとおり浄化槽設置がされているか現地確認を行います。</p>
<p>「交付額確定通知書」の送付</p> 	<p>現地確認後、書類審査をし、問題がなければ交付額確定通知書を送付します。</p>
<p>「請求書」の提出 「使用開始報告書」</p> 	<p>請求者ご本人に環境課へ来ていただきます。 都合がつかない場合は、ご家族でも大丈夫です。 お問い合わせください（浄化槽維持管理の説明をします）</p>
<p>補助金交付</p>	<p>「浄化槽設置整備事業補助金請求書」の提出後、約1ヶ月以内に指定の口座に振り込まれます。</p>

## 浄化槽設置整備事業補助金申請書添付書類チェックリスト

- ① 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書[様式第1号]
- ② 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- ③ 案内図及び位置図
- ④ 建物の配管図
  - ・敷地内における設置の位置が確認できること
  - ・放流先が側溝、河川になっている場合は放流位置が確認できること
- ⑤ 土地の貸付者の承諾書（土地を借りる場合のみ）
- ⑥ 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑦ 認定書（国土交通大臣）
- ⑧ 認定書（国土交通省地方整備局長）
- ⑨ 型式適合認定書（財団法人 日本建築センター）
- ⑩ 浄化槽設置にかかる費用の見積書の写し
  - ・補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載すること
- ⑪ 登録浄化槽管理票（C票）※10人槽以下
- ⑫ 登録証の写し
- ⑬ 保証登録証（市町村用）※10人槽以下
- ⑭ 浄化槽設備士免状の写し
- ⑮ 市税等の納付を証明できる書類の写し
  - ・南アルプス市に前年度納付がある場合は申請書9の同意するに○をする
  - ・前年度南アルプス市以外に納付している場合は、前年度の納税証明書

※同一世帯員全て
- ⑯ 委任状（代理者が申請を行う場合のみ）[別紙]

南アルプス市長 金丸 一元 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

令和3年度において、浄化槽を設置したいので、南アルプス市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

設置場所	南アルプス市
浄化槽名及び形式	
事業(見込)費	円 (内・浄化槽本体の額及びその工事費 円)
着工予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証
- 2 案内図及び位置図(配管図含む)
- 3 浄化槽の認定書の写し及び工場生産浄化槽認定シートの写し
- 4 貸付者の承諾書(専用住宅又は土地を借りている場合)
- 5 浄化槽設置に係る費用の見積書の写し
- 6 登録浄化槽管理票(C票)及び登録証の写し(10人槽以下の浄化槽を設置する場合に限る。)
- 7 保証登録証(市町村用)(10人槽以下の浄化槽を設置する場合に限る。)
- 8 浄化槽設備士免状等の写し
- 9 市税等の納付を証明できる書類(※)  
※南アルプス市に前年度の納付記録がある場合、書類の提出に代えて補助金担当部署で納付記録を照会することに  
( 同意する ・ 同意しない )
- 10 代理者が申請等を行う場合は委任状
- 11 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

南アルプス市長 金丸 一元 様

住 所  
氏 名

㊦

浄化槽設置整備事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け、指令南ア環第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

変更・中止・廃止の別	変更 ・ 中止 ・ 廃止
理 由	
備 考	



様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

南アルプス市長 金丸 一元 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

### 浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け、指令南ア環第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 実事業費 金 円  
(内・浄化槽本体の額及びその工事費 円)
- 2 事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- 1 浄化槽保守点検業者及び、清掃業者との業務委託契約書の写し
- 2 工事写真(浄化槽の設置及び撤去)
- 3 法定検査受検申込書
- 4 領収書の写し(本体の額及びその工費分)
- 5 浄化槽設置検査確認表
- 6 浄化槽法 7 条に規定する水質に関する検査の受検料の納入を確認できる書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（付表2）

浄化槽設置検査確認表

浄化槽管理者氏名 \_\_\_\_\_  
 浄化槽設置場所（住所） \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_  
 浄化槽名及び型式 \_\_\_\_\_ 認定番号 \_\_\_\_\_

検査項目	チェックポイント	チェック欄
1. 流入管渠及び勾放流管渠の勾配	汚物や汚水の滞留はないか	
2. 放流の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ逆流の恐れはないか	
3. 誤接合等の有無 ※母屋建築中は完成予定日を明記すること→別途念書提出	生活排水が全て接続されているか	
	雨水、工場排水等が流入されていないか	
4. 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定の間隔毎に適切に柵が設置されているか	
5. 流入管渠、放流管渠及びその周辺の状況	管の露出等により変形、破損の恐れはないか	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7. 浄化槽本体上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行うにくい場所に設置されていないか	
	保守点検、思想の支障となるものが置かれていないか	
	コンクリートスラブが打たれているか	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平に保たれているか	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	

検査項目	チェックポイント	チェック欄
11. ばっ気装置、逆流装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
	空気の出方や水流に片寄りはないか	
12. 消毒施設の変形、破損及び固定の状況	消毒施設に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
	薬剤筒は傾いていないか	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働の状況 ※ポンプを設置していないときはチェックを入れないこと	ポンプ柵に変形や破損はないか	
	ポンプ柵に漏水の恐れはないか	
	ポンプが2台以上設置されているか	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか	
	ポンプの固定が充分行われているか	
	ポンプの取り外しが可能であるか	
	ポンプ位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか	
14. ブロアの位置、稼働の状況	防振対策がなされているか	
	固定が充分行われているか	
	アースはなされているか	
	漏電の恐れはないか	
備考		
<p data-bbox="204 1576 703 1608">上記のとおり確認したことを証します</p> <p data-bbox="293 1671 628 1702">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="379 1720 616 1751">担当浄化槽整備士</p> <p data-bbox="368 1765 703 1796">(浄化槽設備士の交付番号</p> <p data-bbox="408 1814 528 1845">住 所</p> <p data-bbox="408 1863 528 1895">氏 名</p> <p data-bbox="408 1912 528 1944">電話番号</p> <p data-bbox="1235 1765 1273 1796">)</p> <p data-bbox="1235 1863 1273 1895">印</p>		

年 月 日

南アルプス市長 様

補助対象者 住 所  
氏 名  
電話番号



浄化槽設置整備事業補助金請求書

令和 年 月 日付け、指令南ア環第 号で確定のあった浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 金融機関払込先

金融機関名	本・支店名	種 類	口座番号
銀行・金庫 組合・農協	本店 支店 支所	当座・普通	
フリガナ 口座名義人	-----		

## 別紙（補助対象簡易チェック表）

### 1 公共下水道の計画

- A 浄化槽設置場所が公共下水道計画区域外 → 2へ
- B 浄化槽設置場所が公共下水道計画区域内 → 補助対象外 ×

### 2 農地を宅地に転用して新築の場合

- A →専用住宅等を条件とした転用案件 → 3へ
- B →建売を条件とした転用案件 → 補助対象外 ×
- C 農地転用ではない宅地に新築またはリフォーム → 3へ

### 3 建築物の用途

- A 専用住宅であるとき → 4へ
- B 専用住宅以外るとき → 補助対象外 ×
- C 併用住宅であり延べ床面積2分の1以上を住居に要するとき → 4へ
- D 販売目的（建売等）の専用住宅 → 補助対象外 ×

### 4 浄化槽

- A 既存合併浄化槽の交換 → 要相談
- B 単独処理浄化槽の交換 → 5へ
- C 浄化槽の工事が着工している → 補助対象外 ×
- D 浄化槽の工事が完了している → 補助対象外 ×
- D 汲み取り槽の交換 → 5へ
- E 新築（合併浄化槽の新設） → 5へ

### 5 世帯情報

- A 市外からの転入 → 申請に向けて、市に相談ください
- B 団地、アパート、借家等から転居 → 同上
- C 分家（新しく世帯を設ける等） → 同上
- D 申請者及び同一世帯人の全員の中に、申請前年度の市税などの滞納がある → 滞納がある間は補助対象外 ×
- E その他 → 状況を市に説明してください

別紙

## 委 任 状

浄化槽設置整備事業補助金交付申請及び実績報告に係わる行為について、委任者（申請者）は受任者に委任します。

委任者（申請者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話 \_\_\_\_\_

受任者

会社住所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

南アルプス市長 金丸一元 様

住 所

氏 名

印

電話番号

## 念 書

私は、浄化槽設置整備事業補助金を南アルプス市に請求するにあたり、次の事項を遵守します。

1. 浄化槽完成日から換算し1年以内に浄化槽と母屋を接続し、使用を開始します。
2. 浄化槽使用開始までに、住民票を浄化槽設置住所地へ異動します。
3. 浄化槽使用開始と同時に、浄化槽使用開始報告書を3部南アルプス市環境課に提出したうえ、最終完成検査を南アルプス市環境課に依頼します。
4. 上記を行わなかったとき、今回受領した補助金額の全額を南アルプス市に返還します。

# 承 諾 書

私は、私の所有する土地に、浄化槽設置整備事業補助金申請者が浄化槽を設置することを承諾します。

所有土地（浄化槽設置予定地）住所

浄化槽設置整備事業補助金申請者  
（浄化槽設置者）

浄化槽設置整備事業補助金申請者と浄化槽設置予定地所有者との関係

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号